

E メール配信 (14 May 2021 16:57)

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

①Requirements for Safe Management Measures at the workplace のアップデートについて
5月14日、Requirements for Safe Management Measures at the workplace のアップデートしました。

<主なポイント>

- ・5月16日（日）から6月13日（日）にかけて、雇用主は、在宅勤務が可能なすべての従業員につき、在宅勤務をさせなければならない。
- ・企業は可能な限りバーチャルな形態で会議を実施すべきである。
- ・始業時間をずらし、フレキシブルな勤務時間を認めなければならない。
- ・雇用者は、全従業員の少なくとも半数が、可能な限り午前10時以降に職場に到着するよう、全従業員の始業時間をずらすことが推奨される。
- ・例外を除き、すべての従業員は2つ以上の職場で勤務してはならない。
- ・雇用主は重要な場合を除き、業務関連のイベント開催を避けるべきである。
- ・業務関連のイベントを開催する場合には、50名を上限とし、Social Distance などの措置を講じなければならない。また食事がイベントの中心となってはならない。
- ・雇用者は共有スペースの定期的な清掃を徹底しなければならない。
- ・雇用者は全従業員に TraceTogether アプリをダウンロードして起動することを奨励すべきである。
- ・体調不良や病気の症状が見られる従業員は、たとえ症状が軽い場合でも、雇用主に報告し、直ちに医師に診てもらうべきである。雇用者は、SMM の一環として、これらの事例を記録しなければならない。
- ・職場における SMM の適切な実施のため、SMO (Safe Management Officer(s)) を指名しなければならない。
SMO は SMM の実施、点検、是正、記録などを行う。
- ・SMM のチェックリストは Annex B となる。
(Annex B は今後、アップデート予定。※本メール配信時点ではまだ資料のアップロードなし)

詳細は下記 MOM のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.mom.gov.sg/covid-19/requirements-for-safe-management-measures>

以上

<本件担当> JCCI 事務局 (担当: 清水) E-mail: info@jcci.org.sg
Facebook にて情報発信中! like! us on [JCCI facebook](#)